

寒川町告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、同条第 1 項の認可を行ったので、同条第 10 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 17 日

寒川町長 木村 俊雄

記

1 地縁団体の名称

大蔵自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員の相互扶助、親睦、生活環境の改善、福祉の向上及び施設の維持管理等の自治会活動の推進に努め、行政機関との協働により、次に掲げる地域的な共同活動を行い、住みよいまちづくりに資することを目的とする。

- (1) 町役場及び関係団体との連絡事項に関する事
- (2) 慶弔及び社会福祉に関する事
- (3) 環境衛生及び保健衛生に関する事
- (4) 街路の整備及び防犯灯に関する事
- (5) 防犯、防災、交通安全及び文化に関する事
- (6) レクリエーション及び会員相互の親睦に関する事
- (7) 広報及び情報の提供に関する事
- (8) その他本会の目的達成に必要と認められる事項

3 区域

(1) 大蔵区域

(2) 岡田七丁目で次の区域

4 番～7 番、15 番、18 番（除く 2 号と 4 号）、22 番、23 番

(3) 小谷一丁目 11 番で次の区域

43 号～65 号

(4) 大蔵区域内に存する飛び地（岡田）区域

4 主たる事務所の所在地

寒川町岡田 3506

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 石 井 耕 一

住 所 寒川町岡田 3506

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の
選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

令和 7 年 4 月 17 日